

親子関係事件の国際裁判管轄の外国法制

【実親子関係事件】 ※実親子関係に関する多国間又は二国間条約や EU 規則は存在しないため、専ら国内法において定める規律に従い国際裁判管轄が決定される。

1 ドイツ

- ・ 親子関係の存否確認（認知の有効又は無効確認を含む。）、父子関係の否認等については、FamFG 第 100 条により、子、母、父又は母の妊娠時に同衾していたと宣誓した男性が、①ドイツ人（ドイツ国籍を有する者のみならず、難民や難民申請者等も含む。）であるとき、又は②ドイツに常居所を有するときにドイツの裁判所が管轄権を有するとされる。

2 オーストリア

- ・ 準正以外の実親子関係事件については、JN 第 108 条第 3 項により、①子、当該子との父子関係が問題となっている男性、子の母のいずれかがオーストリア国籍を有している場合、②子又は当該子との父子関係が問題となっている男性がオーストリアに常居所を有している場合にオーストリアの裁判所が管轄を有するとされる（準正に裁判所が関与すべき場合の国際裁判管轄については明確な規律がない。）。

3 スイス

- ・ IPRG 第 66 条及び第 67 条により、①子の常居所又は母若しくは父の住所がスイスにあるとき、②①がない場合には、母又は父がスイス国籍を有し、かつ、父母それぞれの住所地国及び子の常居所地国のいずれにおいても訴えを提起することが不可能であるか期待できないときにスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。

4 米国

- ・ 親子関係存否確認の訴えについては、1973年統一父性法第 8 条により、当該州においてもたれた性交渉によってもうけられた可能性のある子に関する訴えであることが当該州の管轄原因とされる。

- ・ 対人管轄権は、州外における召喚状の直接送付又は受領証明書のある書留郵便によって認められる。
- ・ 訴えは、子又は父とされる者が居所を有するか、その所在を確認された国においてされ得るし、離婚、離婚無効、別居手当又は扶養を求める訴えと併合してすることができる。

5 中国

- ・ 日本法における嫡出推定、嫡出否認及び認知に相当する法制度はない。女性が婚姻中に出産した子は事実上その夫の子と推定され、これを否認するためには親子関係存否確認訴訟による。事実上の血縁関係が認められれば法律上の親子関係も当然に認められる。
- ・ 親子関係存否確認訴訟の国際裁判管轄について特別の規定はなく、被告住所地原則及び身分関係訴訟において認める原告住所地管轄によることになる。

【養親子関係事件】 ※実親子関係に関する多国間又は二国間条約や EU 規則は存在しないため、専ら国内法において定める規律に従い国際裁判管轄が決定される。

1 国際養子縁組に関するハーグ条約

- ・ 1995年の養子縁組条約では、国際裁判管轄について明文の規定はないものの、子の常居所地国（出身国）又は養親の常居所地国（受入国）のいずれかに管轄権を認めることを前提にしているものと解されている。

2 ドイツ

- ・ FamFG 第101条により、養親、夫婦共同養子縁組の養親の一人又は子が、①ドイツ人（ドイツ国籍を有する者のみならず、難民や難民申請者等も含む。）であるとき、又は②ドイツに常居所を有するときにドイツの裁判所が管轄権を有するとされる。

3 オーストリア

- ・ 養子の許可、その撤回及び養子の解消については、JN第113b条により、①養親となる者（夫婦が養親となる場合はその一方）又は養子となる者がオーストリア国籍を有するとき、②養親となる者及び養子となる者のうち一人のみが無国籍で、かつ、当該者が常居所（それがなければ居所）をオーストリアに有するとき、③養親となる者（夫婦が養親となる場合はその一方）及び養子

となる者がオーストリアに常居所を有するとき、④養親となる者及び養子となる者のうち一人のみがオーストリアに常居所を有し、かつ、養子となる者の保護手続についてオーストリアが国際裁判管轄を有するか、養親となる者又は養子となる者の本国のいずれも当該養子事件の管轄を有しないときにオーストリアの裁判所が管轄権を有するとされる。

4 スイス

- ・ 養子縁組については、IPRG第75条第1項及び第76条により、①養親となる者又は養親となる夫婦の住所地がスイスにあるとき、②養親となる者又は養親となる夫婦がスイスに住所地を有さず、かつ、いずれかがスイス国籍を有するとき（住所地国において養子縁組をすることができない、又は規定できないときに限る。）にスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。
- ・ 養子縁組の取消し又は離縁については、実親子関係に関する規定（IPRG第66条及び第67条）による。

5 イギリス

- ・ 国内法（Adoption and Children Act 2002）第49条第3項により、養子縁組申立て時点において18歳未満の子を養子とする旨の申立ては、申立人又は夫婦の一方がブリテン島のいずれかにドミサイルを有しているか、申立日前の少なくとも1年間、ブリテン島のいずれかに常居所を有していた場合に可能であるとされる。子がイングランドにドミサイルを有するか居住している等の管轄に関する要件は存しない。

6 米国

- ・ ①すべての当事者（血縁の両親、子及び養親）がドミサイルを有している地の裁判所又は②子がドミサイルを有し、かつ子の監護者に対して対人管轄権を持つ裁判所が管轄権を有するとされる。また、養親がドミサイルを有する地の裁判所にも管轄権が認められることがある。

7 中国

- ・ 中国法における養子縁組の成立は契約型であり、裁判ではなく、当事者間の合意に基づき民政期間における登記によって成立する。
- ・ 養子縁組の解除は、合意によってすることができるが、当該合意ができない場合には、養子縁組の解除を求める訴訟を提起することができ、この場合の管

轄原因については特段の規定はなく，被告住所地原則と身分関係訴訟における原告住所地管轄によることになる。